

(規模並びに構造及び設備の基準)
第三十九条 法第五十三条第二号の国土交通省令で定める規模並びに構造及び設備の基準は、次のとおりとする。

一 各戸が床面積二十五平方メートル(共同利用の場合にあっては、十八平方メートル)以上であること。
二 耐火構造の住宅又は準耐火構造の住宅(防火上及び避難上支障がないと公団が認めるものを含む。)であること。

三 原則として、各戸が台所等を備えたものであること。ただし、同等以上の居住環境が確保される場合にあっては、各戸が台所、収納設備又は浴室を備えたものであることを要しないものとすることができる。

(法第五十三条第一項第三号の国土交通省令で定める加齢対応構造等の基準)
第三十九条 法第五十三条第一項第三号の国土交通省令で定める加齢対応構造等の基準は、建築材料又は構造方法により、第五十三条第一項の規定により難い部分のある加齢対応構造等であつて、同項の基準に該当する加齢対応構造等と同等以上の性能を有すると認められるものについて、公団が同項の基準に該当するものとすることとする。

(法第五十三条第一項第四号の国土交通省令で定める年齢その他の要件)
第四十条 法第五十三条第一項第四号の国土交通省令で定める年齢その他の要件は、次の各号のすべてに該当することとする。

一 六十歳以上の者であること。
二 次に掲げる要件のいずれかに該当する者であること。
イ 同居する者が配偶者であること。
ロ 同居する者が配偶者、六十歳以上の親族又は入居者が病気にかかることがあること(その他の特別の事情により当該入居者と同居させることが必要であると公営住宅の事業主体(公営住宅法昭和二十六年法律第九十三号)第二条第十六条に規定する事業主体をいう。以下「事業主体」という。)が認める者であること。

(入居者の選定方法その他の公営住宅の管理の方法)
第四十七条 法第五十五条第一項第三号の国土交通省令で定める基準は、次条及び第四十九条に定めるとおりとする。

(入居者の選定)
第四十八条 入居の申込みをした者の数が使用させようとする公営住宅の戸数を超える場合においては、事業主体は、抽選その他公正な方法により入居者を選定しなければならない。

(入居者の選定の特例)
第四十九条 事業主体は、特に居住の安定を図る必要がある者については、一回の募集ごとに使用させようとする公営住宅のうち事業主体が定める戸数の住宅について、公営住宅法第二十二条及び前条に定めるところにより入居者を選定することができる。

(事業認可申請書の記載事項)
第五十条 法第五十七条第一項第九号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 賃貸住宅の整備をして事業を行う場合の当該整備の実施時期
(事業認可申請書)

二 事業認可申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(事業認可申請書の様式)
第五十一条 法第五十七条第一項の事業認可申請書の様式は、別記様式第一号とする。

一 賃貸住宅の位置を表示した付近見取図
(事業認可申請書)

二 縮尺、方位、賃貸住宅の敷地の境界線及び敷地内における賃貸住宅の位置を表示した配置図
(事業認可申請書)

三 縮尺、方位、間取り、各室の用途及び設備の概要を表示した各階平面図
(事業認可申請書)

四 認可を申請しようとする者が当該認可に係る賃貸住宅の敷地となるべき土地の区域内の土地又はその土地について建物の所有を目的とする地上権、賃借権若しくは使用賃借による権利を有する者であることを証する書類
(事業認可申請書)

五 認可を申請しようとする者が法人である場合においては、登記簿謄本、定款並びに直前三年の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書
(事業認可申請書)

六 認可を申請しようとする者が個人である場合においては、住民票の抄本又はこれに代わる書面及び資産に関する調書
(事業認可申請書)

(規模及び設備の基準)
第五十二条 法第五十八条第二号イの国土交通省令で定める規模及び設備の基準は、次のとおりとする。

一 各戸が床面積二十五平方メートル(共同利用の場合にあっては、十八平方メートル)以上であること。

二 原則として、各戸が台所等を備えたものであること。ただし、同等以上の居住環境が確保されることはできる。

一 法第五条の規定による高齢者専用入居賃貸住宅の登録の申請により必要事項を周知させることがある。

二 前号の登録の申請に準ずる方法により、入居者の決定まで、不特定多数の者を対象として必要な事項を周知すること。

(法第五十五条第一項第一号の国土交通省令で定める年齢その他の要件)

第四十六条 法第五十五条第一項第一号の国土交通省令で定める年齢その他の要件は、次の各号のすべてに該当することとする。

一 六十歳以上の者であること。

二 次に掲げる要件のいずれかに該当する者であること。

イ 同居する者が配偶者であること。

ロ 同居する者が配偶者、六十歳以上の親族又は入居者が病気にかかることがあること(その他の特別の事情により当該入居者と同居せることが必要であると公営住宅の事業主体(公営住宅法昭和二十六年法律第九十三号)第二条第十六条に規定する事業主体をいう。以下「事業主体」という。)が認める者であること。

(法第五十八条第二号イの国土交通省令で定める基準)
第五十三条 法第五十八条第二号イの国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 床は、原則として段差のない構造のものであること。

二 主たる廊下の幅は、七十八センチメートル(柱の存する部分にあっては、七十五センチメートル)以上であること。

三 主たる居室の出入口の幅は七十五センチメートル以上とし、浴室の出入口の幅は六十センチメートル以上である」と。

四 浴室の短辺は百三十九センチメートル（一戸建ての住宅以外の住宅の用途に供する建築物内の住宅の浴室にあつては、百二十センチメートル）以上とし、その面積は二平方メートル（一戸建ての住宅以外の住宅の用途に供する建築物内の住宅の浴室にあつては、一・八平方メートル）以上であること。

五 住戸内の階段の各部の寸法は、次の各式に適合するものである」と。

$$T \geq 19.5$$

$$\frac{R}{T} \leq \frac{22}{21}$$

$$55 \leq T + 2R \leq 65$$

〔T及びRは、それぞれ次の数値を表すものとする。次号において同じ。〕

$$T \text{ 踏面の寸法 (単位 センチメートル)}$$

$$R \text{ けあげの寸法 (単位 センチメートル)}$$

六 主たる共用の階段の各部の寸法は、次の各式に適合するものである」と。

$$T \geq 24$$

$$55 \leq T + 2R \leq 65$$

七 便所、浴室及び住戸内の階段には、手すりを設ける」と。

八 階数が三以上である共同住宅の用途に供する建築物には、原則として当該建築物の出入口のある階に停止するエレベーターを設置する」と。

九 その他国土交通大臣の定める基準に適合する」と。

2 建築材料又は構造方法により、前項の規定により難い部分のある加齢対応構造等であつて、同項の基準に該当する加齢対応構造等と同等以上の性能を有すると認められるものについては、都道府県知事（公団又は都道府県が終身賃貸事業者である場合にあつては、国土交通大臣）は、同項の基準に該当するものとすることができる。

（法第五十八条第六号の国土交通省令で定める基準）

第五十四条 法第五十八条第六号の国土交通省令で定める基準は、入居者が不正の行為によって賃貸住宅に入居したときは、当該賃貸住宅に係る賃貸借契約の解除をすることを賃貸の条件とする」と

（必要な保全措置）

第五十五条 法第五十八条第七号の必要な保全措置は、銀行の前払家賃に係る債務の保証その他の国土交通大臣が定める措置とする。

（法第五十八条第八号の国土交通省令で定める管理の方法の基準）

第五十六条 法第五十八条第八号の国土交通省令で定める管理の方法の基準は、次のとおりとする。

一 認可事業者は、当該賃貸住宅の管理を自ら行うこと。ただし、法第五十八条第一号に該当する者に当該賃貸住宅の管理を委託する場合には、この限りでない。

二 賃貸住宅の修繕が計画的に行われるものである」と。

三 賃貸住宅の賃貸借契約書並びに家賃及び敷金の収納状況を明らかにする書類その他の賃貸住宅に関する事業の収支状況を明らかにするために必要な書類が備え付けられるものである」と。

（法第六十条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更）

第五十七条 法第六十条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、賃貸住宅の整備の実施時期の変更のうち、整備の着手又は完了の予定期月日の六月以内の変更とする。

第五章 雜則

（権限の委任）

第五十八条 法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。

一 法第五十五条第一項に規定する承認をすること。

二 都道府県が終身賃貸事業者である場合における法第五十六条、法第五十七条第一項、法第五十八條から法第六十条まで、法第六十二条第一項、法第六十九条、法第七十条、法第七十一条第二項及び第三項 法第七十二条 法第七十三条並びに法第七十四条第一項の規定による権限

三 都道府県が終身賃貸事業者である場合における第五十三条第二項の規定による権限

（大都市等の特例）

第五十九条 この省令中都道府県知事の権限に属する事務（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）が終身賃貸事業者である場合の第四章に規定する事務を除く。）は、指定都市及び中核市においては、当該指定都市又は中核市（以下この条において「指定都市等」という。）の長が行うものとする。この場合においては、この省令中都道府県知事に関する規定は、指定都市等の長に関する規定として指定都市等の長に適用があるものとする。

附 則

（施行期日）

この省令は、法の施行の日（平成十三年八月五日）から施行する。

（宅地建物取引業法施行規則の一部改正）

第一条の四の二第五号中「同法第三十八条第一項」の下に「若しくは高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第五十六条」を加える。

（農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法施行規則の一部改正）

第三条農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法施行規則（昭和四十六年建設省令第十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「五十平方メートル」の下に「（高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第三十四条に規定する高齢者向け優良賃貸住宅にあつては、二十五平方メートル）」を加える。

（地方整備局組織規則の一部改正）

第五条地方整備局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第三十七号中「及び農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法（昭和四十六年法律第三十二号）」を「農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法（昭和四十六年法律第三十二号）及び高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）」に改める。

第八十四条第七号中「及び農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法」を「農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法（昭和四十六年法律第三十二号）及び高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）」に改める。

（北海道開発局組織規則の一部改正）

第五条北海道開発局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第十五号中「及び農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法（昭和四十六年法律第三十二号）」を「農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法（昭和四十六年法律第三十二号）及び高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）」に改める。

第三十四条第十五号中「及び農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法」を「農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法（昭和四十六年法律第三十二号）」に改める。

有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法及び高齢者の居住の安定確保に関する法律」に改める。